

Corporate governance

●コーポレートガバナンス・ガイドラインについては、
以下のURLよりご覧いただけます。
[https://www.n-sharyo.co.jp/finance/
corporategovernance_guideline.pdf](https://www.n-sharyo.co.jp/finance/corporategovernance_guideline.pdf)

●コーポレート・ガバナンスに関する報告書については、以下のURLよりご覧いただけます。

https://www.n-sharyo.co.jp/finance/corporategovernance_report_250701.pdf

当社は、企業理念の実践を通じて健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、良質なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および取り組みを示すものとして、取締役会決議により、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。また、東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施しています。

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主の皆様・お客様・地域社会・取引先・従業員等のステークホルダーとの協働に努め、企業理念の実践を通じて社会貢献を行うことが経営の基本であると考えてお

り、取締役会が適切な監督機能を担うとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる高い実効性と公正性・透明性を有する経営システムを構築することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むこととしています。

■ 業務体制・監査・監督について

当社の取締役会は、経営方針、事業戦略等の重要事項の意思決定機関および業務執行の監督機関として、7名の取締役（うち3名が独立社外取締役）により構成されており、原則月1回開催しています。

なお、業務執行に関する決定の多くを代表取締役社長（以下、社長）ならびに業務執行取締役等に委任し、取締役会での重要議案審議の深度を高め、意思決定の迅速化に努めるとともに、業務執行への牽制機能・監督機能の強化を図っています。

さらに、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を設け、取締役会の決定方針および取締役の指示により業務執行を行っています。また、取締役会に付議もしくは報告すべき事項または社長が決定すべき事柄について事前に審議を行うほか、経営に関する重要事項について報告を行うための機関として「経営会議」を設置するなど、活発な質疑が行われる体制となっています。

また、当社は、監査役会設置会社として、取締役会のガバナンス機能の実効性、業務執行の適法性、意思決定の適正性等を監査するため、4名の監査役（常勤監査役2名）が選任されています。4名の監査役のうちの2名を独立社外監査

役が占め、業務執行からの独立性を十分に確保しています。
監査役会は原則月1回開催されます。

取締役候補者については、能力・識見・経歴等を総合的に勘案し、当社の取締役として最も適任と認められる者を、取締役会の決議を経て候補者として適正に選定した上で株主総会にお諮りしています。また、監査役候補者については、能力・識見・経歴等を総合的に勘案し、当社の監査役として最も適任と認められる者を、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議を経て適正に選定し、株主総会にお諮りしています。

取締役の報酬等については、株主総会で承認された報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議を経て、社長が決定しています。

なお、取締役および監査役の指名ならびに取締役の報酬に関する決定における内容の適切性および決定プロセスの客観性・合理性を確保するため、独立社外取締役3名と社長の計4名を構成員とする指名・報酬委員会を設置し、取締役会での決議に先立ち、審議を行っています。取締役会における指名、報酬等の決定に関する決議は、当委員会における審議内容を尊重して行っています。

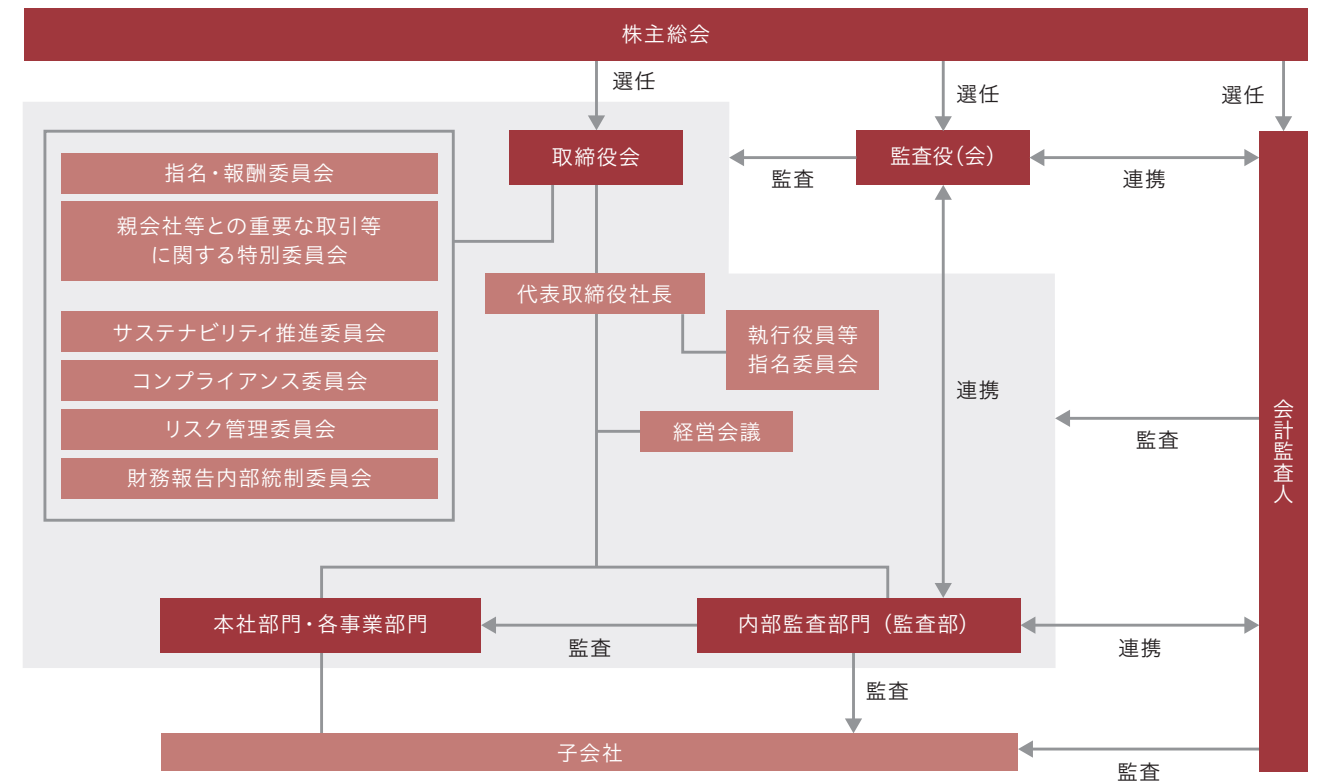
■ コーポレート・ガバナンス体制

取締役の職務を適正かつ効率的に遂行するためには、業務執行の責任明確化および監督機能の強化ならびに経営の意思決定の迅速化を図ることが肝要であり、執行役員制度を導入するとともに、少数の取締役により機動的に取締役会を運営することが有効であると考えています。

また、経営の透明性向上による企業統治の体制強化を図るため、取締役のうち3名を社外取締役としています。

さらに、客観的かつ中立的な経営監視機能を確保するために、社外監査役を含む監査役会による定常的な監視に加えて、内部監査部門の育成に努めており、監査役との連繫を深めることでその実効性を高めることとしています。また、監査役は、取締役会の他、業務執行に係る重要な会議・委員会等に出席し、取締役会の監督機能ならびに取締役の職務執行の適正性を検証することとしています。

〔当社のコーポレート・ガバナンス体制〕



■ 親会社との取引について

当社は、親会社に対し、鉄道車両などの製品を販売していますが、販売価格その他の取引条件については市場価格および過去の取引実績等を勘案して一般取引条件と同様に決定しています。

特に、親会社等との重要な取引等については、その内容の公正性・合理性を確保するため、取締役会の下に全独立社外取締役3名を含む、支配株主からの独立性を有する取締役5名を構成員とする「親会社等との重要な取引等に関する特

■ 取締役会の実効性向上に向けた取り組み

当社は、取締役会の機能向上を図るため、毎年、取締役会の実効性を分析・評価しております。具体的には、2025年3月期は、2025年3月の取締役会において、意思決定機能や監督機能、審議内容などに関するアンケートを各取締役に配付しました。各取締役はアンケートに意見を記載して提出し、同年5月の取締役会では提出された意見をもとに取締役会

別委員会」を設置し、取締役会での決議に先立ち、審議を行うことで、少数株主の利益を阻害していないことを確認しています。

取締役会における親会社等との重要な取引等に関する決議は、当委員会における審議内容を尊重して行っています。なお、当委員会の委員長は、独立社外取締役が務めています。

の実効性について現状の評価を行うとともに、問題点と改善策について討議しました。

その結果、取締役会は適切に役割を果たしていることが確認されましたが、今後、より適切にその役割を果たすため、審議のさらなる充実を図ることなどを確認しました。

株主との建設的な対話を促進するための方針

株主・投資家との建設的な対話を実現するため、取締役会は総括者を総務部担当の取締役と定めています。株主・投資家からの対話の要望に対しては、必要に応じて代表取締役をはじめとする経営陣幹部や総括者が指定した者が面談に

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの適正で健全な構築・運用を通して、企業としての社会的責任を果たしつつ、事業目的の達成に係わるリスクを適切に管理することで、企業価値の増大を図ることを基本的な考え方としています。

内部統制システムについては、事業環境の変化などを踏ま

コンプライアンス体制

当社は、取締役をはじめとした役職員および当社グループ関係者を対象とした「日本車両グループ倫理規程」を制定し、取締役は、自ら率先垂範して本規程を遵守し、倫理観の涵養に努めなければならない旨定め、実行しています。

「日本車両グループ倫理規程」に基づき、遵守体制を整備・運用するための当社のコンプライアンス・プログラムを制度化し、これを計画的に実施することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法令等遵守の各役

リスク管理体制

当社は、各部門の所管事項に関する意思決定について、その重要度に応じて上位の職位による承認、会議への付議など、定められた手続により適切に行っています。

「リスク管理規程」を制定し、当社および当社グループのリスク管理体制を統括する「リスク管理委員会」を設置し、リスクの評価・選別からリスク対応までのリスク管理体制を整備しています。

リスク管理体制における各部門のリスク管理活動の適正性について内部監査部門が監査を行うよう定めています。また、地震・津波・台風等の自然災害等、あらゆる不測の事態に備えるため、事業継続計画（BCP）を策定し、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復

臨み、株主・投資家に対し明確で分かりやすい方法で説明を行っているほか、当社ホームページにおいて当社の事業活動について公表しています。

え、必要な見直しを行うとともに、その運用状況を年度ごとに取締役会で確認しています。直近年度の内部統制システムおよび運用状況の概要は、招集通知における「事業報告」のうち、インターネット開示事項として、当社ウェブサイトにて開示しています。

職員の行動基準を定めた「私たちの行動規範」を制定し、研修等の計画的な実施を通じ、役職員へのコンプライアンス意識の浸透・定着に努めています。

さらに、組織または個人による違法行為等の早期発見と是正を図ることを目的として、当社および当社グループ役職員等を対象とした「コンプライアンス相談窓口」を社内および社外に設置し、コンプライアンス経営のより一層の強化と徹底に努めています。

旧させるよう努めています。

各事業所は、「ISO9001」および「ISO14001」に基づき、常に安全で高品質な製品の提供を行える品質管理や社内外の自然環境や職場環境の保護を推進しています。また、労働安全衛生マネジメントシステムの普及を図ることでリスク管理を徹底して労働安全に取り組んでいます。これらは、担当部門が専門的立場からそれぞれのシステム運用の適正性について監査を行っています。

その他にも、品質管理の取り組みの実効性をより一層高める方策として「全社品質保証委員会」を設置し、事業本部を跨る横断的な活動を推進することで、さらなる品質向上を図っています。

取締役、監査役および執行役員

(2025.7.1現在)



① 代表取締役 取締役社長	田中 守	⑤ 取締役 (社外)	新美 篤志	⑨ 常勤監査役	平岩 寿朗
② 代表取締役 専務取締役 総合企画本部長、 コンプライアンス担当	深谷 道一	⑥ 取締役 (社外)	加藤 倫子	⑩ 監査役 (社外)	福泉 靖史
③ 常務取締役 鉄道車両本部長	阿彦 雄一	⑦ 取締役 (社外)	西畑 彰	⑪ 監査役	臼井 俊一
④ 常務取締役 建設機械本部長	富田 庸公	⑧ 常勤監査役 (社外)	上田 素之		

スキル・マトリックス 各取締役の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

取締役		企業経営	財務・会計	営業・マーケティング	海外	技術・開発	製造・品質管理	法務・コンプライアンス
田中 守		●			●	●	●	●
深谷 道一		●	●	●	●			●
阿彦 雄一				●	●	●	●	
富田 庸公				●	●	●	●	
新美 篤志	社外	●			●	●	●	●
加藤 倫子	社外	●	●					●
西畑 彰	社外	●	●			●	●	

※上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

執行役員

常務執行役員 大島 浩	エンジニアリング本部長	執行役員 河野 正行	鉄道車両本部副本部長、 管理本部長
執行役員 城戸 政志	総合企画本部副本部長、経営企画部長、 経理部・調達部担当	執行役員 大石 和克	鉄道車両本部副本部長、 生産管理本部長
執行役員 栗山 健	総合企画本部副本部長（海外担当）、 鉄道車両本部海外事業部長	執行役員 杉山 雄二	鉄道車両本部副本部長、 国内営業本部長、 部品販売部長
執行役員 大口 健司	総合企画本部副本部長、新規事業室長、 輸機・インフラ本部副本部長（輸送用機器部門担当）	執行役員 西尾 俊彦	輸機・インフラ本部長
執行役員 橋本 淳	技術開発部・品質統括部・ 安全衛生環境部・情報システム部担当		
執行役員 荒木 繁	総務部長、 人事部・事務統括センター担当		